

【令和4年6月1日現在】 島根県(市町村含む) 不妊治療に係る治療費等の助成事業一覧					
＜県及び松江市(中核市)が実施する特定不妊治療費助成事業＞					
自治体名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間・回数	対象者
島根県	健康推進課 0852-22-6491	平成17年4月1日	・上限*30万円/回 ・男性不妊治療を行った場合、上限*30万円/回	助成回数は1回まで 令和4年3月31日までに終了した治療に対する助成回数は、1子ごとの初めて治療を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である時は、1子につき6回(40歳以上43歳未満であるときは、1子につき3回)までであり、この回数を超えている場合は助成対象外とする。	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が県内(松江市除く)に住所を有する方 ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方 ・指定医療機関において治療を受けた方 ・今回の申請にかかる治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること ・治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した方(治療ステージについては移植準備のための「薬品投与」の開始日が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行なった体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植である場合は対象となる)
松江市	子育て支援課 0852-55-5942	平成30年4月1日	・上限*30万円/回 (初回の申請に限り上限*40万円/回) ・男性不妊治療を行った場合、上限30万円/回	助成回数は1回まで 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満:6回 40歳以上43歳未満:3回 助成を受けた方が妊娠した場合、妊娠後の治療について同様の助成を受けることができる。	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が松江市に住所を有する方 ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方 ・指定医療機関において治療を受けた方 ・今回の申請にかかる治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること ・治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した方(治療ステージについては移植準備のための「薬品投与」の開始日が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行なった体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植である場合は対象となる)
松江市	子育て支援課 0852-55-5942	令和4年4月1日	【保険診療で生殖補助医療を行い、あわせて先進医療を実施した場合】 ・上限5万円/回 【保険診療外で生殖補助医療を実施した場合】 ・上限*30万円/回	【保険診療で生殖補助医療を行い、あわせて先進医療を実施した場合】 ・回数制限なし 【保険診療外で生殖補助医療を実施した場合】 ・初回の申請にかかる治療開始時の妻の年齢が40歳未満:6回 40歳以上:3回	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が松江市に住所を有する方 ・生殖補助医療(体外受精、顕微授精)以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方 ・令和4年4月1日以降に治療を開始した方
*上限額について 以下の治療内容の場合、助成上限額は10万円 ・ 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合 ・ 採卵した胚が得られない、又は状態のよい胚が得られないため中止した場合					
＜県が実施するその他不妊治療に関する助成事業＞					
県名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間・回数	対象者
島根県	健康推進課 0852-22-6491	平成28年4月1日	・男性不妊検査にかかる自己負担額の7割 ・上限2万8千円	1組の夫婦につき助成回数1回	・医療保険適用外の男性不妊検査を受けた方 ・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が県内に住所を有する方
*男性不妊検査について 検査内容:診察、精液検査、ホルモン検査、超音波検査、染色体検査等					
県名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間・回数	対象者
島根県	健康推進課 0852-22-6491	令和3年4月1日 令和4年4月1日	・先進医療として実施される不育症検査にかかる費用の助成(令和4年6月1日時点で対象検査なし) ・上限5万円 ・1回の治療周期における先進医療の受診にかかる自己負担の7割 ・上限5万円	1回の検査につき1回まで 1回の治療周期につき1回まで	・2回以上の流産、死産の既往がある方 ・県内(松江市除く)に住所を有する方 ・不育症検査結果照会票の内容について、県が厚生労働省へ提供することに同意する方 ・保険適用される生殖補助医療と先進医療を併用して受けた方 ・夫婦の一方が県内(松江市除く)に住所を有する方
＜市町村が実施する不妊治療に係る助成事業＞					
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           事業内容(凡例)            ① 一般不妊治療の治療費助成(※一般不妊治療:保険適用の不妊治療及び検査、人工授精)            ② 県の特定不妊治療費助成事業に上乗せ助成(※特定不妊治療:体外受精、顕微授精)            ③ その他、不妊治療に関する助成(治療費以外の助成含む)         </div> </div>					
市町村名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間	対象者
松江市	子育て支援課 0852-55-5942	① 平成19年4月1日 ③ 令和3年4月1日	上限9万円/年目 (保険適用の治療・検査のみの場合、4万5千円) 上限4万5千円/2年目 ・先進医療として実施される不育症検査にかかる費用の助成(令和4年6月1日時点で対象検査なし) ・上限5万円/回	一般不妊治療を開始した月から起算して2年間 1回の検査につき1回まで	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が松江市に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・過去、一般不妊治療費助成を受けて妊娠をし、第二子以降の妊娠も希望される方 ・2回以上の流産、死産の既往がある方 ・市内に住所を有する方
浜田市	子ども・子育て支援課(子育て世代包括支援センター) 0855-22-1253	① 平成21年4月1日 ② 平成28年4月1日 ③ 令和4年4月1日 ④ 平成28年4月1日	上限15万円/1年間 ・県の助成額の上乗せ 上限12万5千円/回 (治療によっては上限5万円/回) ・保険診療のみまたは、先進医療として実施される治療と併用した治療(先進医療分は県の助成を除く) 上限12万5千円 ・自費診療 上限36万円 不育症 上限5万円/回	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間 年度内1回 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満:通算6回 40歳以上:通算3回 一治療期間が終了するまで	・婚姻の届出をしている夫婦または事実婚姻関係にある方で、浜田市に住所を有する方(いずれか一方でも可) ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・婚姻の届出をしている夫婦または事実婚姻関係にある方で、浜田市に住所を有する方(いずれか一方でも可) ・県の特定不妊治療費助成制度の助成(経過措置)を受けた方 ・治療期間初日の妻の年齢が43歳未満で、婚姻の届出をしている夫婦または事実婚姻関係にある方で、浜田市に住所を有する方(いずれか一方でも可) ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
出雲市	健康増進課 0853-21-6981	① 平成22年4月1日 ③ 平成27年4月1日	上限15万円/1年間 不育症 上限10万円/年度	助成期間や回数の制限なし 一治療期間が終了するまで	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・医療保険適用の不妊治療および検査を受けた方 ・戸籍上婚姻関係にあり、治療を受けた方で、市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
益田市	子ども家庭支援課 0856-31-1381	① 平成26年4月1日 ③ 令和2年4月1日	上限8万円/年度 不育症 上限5万円/1治療期間	年度ごとに助成(助成回数の制限なし) 不育症治療を開始した日から出産した日(死産又は流産を含む。)又は医師の判断により不育症治療が終了した日までの期間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有する方 ・夫婦の両方が医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・夫婦のいずれか一方又は両方が他の地方公共団体が実施する一般不妊治療に係る助成を受けていない方 ※夫婦には婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。 ・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有する方 ・夫婦の両方が医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・夫婦のいずれか一方又は両方が他の地方公共団体が実施する不育症治療に係る助成を受けていない方 ※夫婦には婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。
大田市	健康増進課 0854-83-8152	① 平成22年4月1日	上限15万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間(治療中断期間含まず)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
安来市	子ども未来課 0854-23-3209	① 令和4年4月1日 ② 令和4年4月1日 ③ 令和4年4月1日 ④ 平成28年4月1日	・医療保険の適用となる不妊治療及び検査、また人工授精に要した治療にかかる自己負担額の一部助成 ・上限8万円/1年間 ・医療保険の適用となる生殖補助医療(体外受精・顕微授精)に要した治療にかかる自己負担額の一部助成 ・上限5万円/回 ・医療保険の適用となる不育症の原因を特定するための検査及び治療に要した治療にかかる自己負担額の一部助成 ・上限5万円/回 ・県の特定不妊治療費助成事業に上乗せ助成(※経過措置) ・上限5万円/回(初回上限10万円)	回数・期間限定なし 県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関において、一般不妊治療、生殖補助医療又は不育症治療を受けた方 ・他の市町村から助成対象の治療に対する同様の助成金の交付を受けていない方。 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方 ・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・県または松江市の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
江津市	子育て支援課 0855-52-7487(直通)	① 平成23年4月1日 ② 平成27年4月1日 ③ 平成28年4月1日	上限5万円/1年間 上限15万円/1年度 男性不妊治療を行った場合1年度上限5万円を上乗せ 不育症 上限5万円/1治療期間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間 県の助成期間・回数に準じる 妊娠後、不育症治療を開始した日から出産(流産、死産も含む)により当該治療が終了するまでの期間	・戸籍上婚姻関係にあり、市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方 ・戸籍上婚姻関係にあり、市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
雲南市	健康推進課 0854-40-1045	① 平成23年4月1日 ② 平成25年4月1日 令和4年4月1日 ③ 令和2年4月1日	上限15万円/1年間 上限7万5千円/回 男性不妊治療を行った場合1年度上限5万円を上乗せ 保険診療～自己負担の1/2上限15万円 保険診療と先進医療の併用～自己負担の1/2上限15万円 保険外診療～自己負担の1/2上限30万円 不育症 治療費の1/2助成上限10万円/年度 ※産婦人科等で受けた妊娠後の不育症治療(内服、注射等)に要した費用のうち、1/2の額	一般不妊治療を受けた日(医療機関証明書の初回受診日)から起算して3年間1子ごと 40歳未満(通算6回) 40～43歳未満(通算3回) ※1子ごとに 40歳未満(通算6回) 40～43歳未満(通算3回)	・戸籍上婚姻関係、または事実婚姻にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療を受けた方 ・市税を滞納していない方 ・戸籍上婚姻関係、または事実婚姻にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方 ・市税を滞納していない方 ・戸籍上婚姻関係、または事実婚姻にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・市税を滞納していない方
奥出雲町	健康福祉課 健康づくり推進グループ 0854-54-2781	① 平成22年4月1日 ② 平成22年4月1日	上限9万円/年 上限15万円/回年度2回まで ※ただし、治療内容によっては(県に準ずる治療)、上限7万5千円/回	一般不妊治療を受けた日から起算して3年間 県の回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方

市町村名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間	対 象 者
飯南町	保健福祉課 0854-72-1770	① 平成21年4月1日	上限20万円/年	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関において、一般不妊治療を受けた方
		② 平成26年4月1日	1回につき上限15万円	島根県特定不妊治療助成経過措置対象者	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関において、特定不妊治療を受けた方 ・県の特定不妊治療助成制度の助成を受けた方、または島根県の補助が終了した方で、医師が引き続き治療を認める場合も対象とする。(飯南町に引き続き居住する旨の誓約書を提出していた方)
		③ 平成21年4月1日	交通費助成(一般不妊治療に限る) 3,000円/回、上限10万円/年	期間限定無し	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊治療を受けた方
川本町	健康福祉課 0855-72-0633	① 平成25年10月1日	上限30万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実婚姻関係にある夫婦いずれもが町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成25年10月1日	上限30万円/回	県の助成期間・回数に準じる	・県の特定不妊治療助成制度の助成を受けた方 ・夫婦のいずれもが町内に住所を有する方
		③ 平成30年4月1日	・男性不妊検査*にかかる自己負担額の3割 ・上限額 県に準じる	助成回数 県に準じる	・県の男性不妊検査助成制度の助成を受けた方 ・夫婦のいずれもが町内に住所を有する方
		④ 令和3年4月1日	不育症 上限30万円/回	一治療期間が終了するまで	・法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実婚姻関係にある夫婦いずれもが町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
美郷町	健康福祉課 0855-75-1932	① 令和4年4月1日	上限10万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成26年4月1日	上限15万円/1年間	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療助成制度の助成を受けた方 ・特定不妊治療が必要と医師が認めた方 ・治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した方
		③ 令和4年4月1日	・1回の治療周期における先進医療の受診にかかる自己負担の7割で、且つ県の助成額を差し引いた額 ・上限5万	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・保険適用される生殖補助医療と先進医療を併用して受けた方 ・県の不妊治療(先進医療)費助成制度の助成を受けた方
邑南町	保健課 0855-83-1123	① 平成23年4月1日	上限15万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係、または、事実婚にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 令和4年4月1日	生殖補助医療費の自己負担分、または、先進医療を実施し県から助成を受けた差額分	保険診療対象期間	・戸籍上婚姻関係、または、事実婚にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・保険診療の生殖補助医療費を受けた方、または、先進医療を実施し、県の生殖補助医療費助成制度の助成を受けた方
津和野町	健康福祉課 0856-72-0657	① 平成24年4月1日	上限10万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・一般不妊治療が必要と医師に認定された方
		② 平成30年1月1日	上限15万円/回	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・県の特定不妊治療助成制度の助成を受けた方
吉賀町	保健福祉課 0856-77-1165	① 平成23年4月1日	上限9万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・一般不妊治療等が必要と医師に認定された者
		③ 平成27年4月1日	不育症 一治療期間ごとに30万を限度	不育症治療等に要する費用の一部を助成	・町内に住所を有する者 ・医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者 ・不育症と診断され、その治療が必要と認定されたもの
海士町	健康福祉課 08514-2-1823	① 令和2年7月1日	上限10万円/年	期間限定なし	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 令和2年7月1日	上限10万円/年	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・県の特定不妊治療助成制度の助成を受けた方
		③ 平成16年10月15日	30万円/年を上限として以下の額を助成 【交通費】隠岐島外2,600円/回、島後1,300円/回 【宿泊費】4,000円	期間限定なし	・夫婦が町内に住所を有する方で引き続き定住の意思がある方 ・通院治療に対し医師の証明書が必要
西ノ島町	健康福祉課 08514-6-0104	① 平成23年10月1日	上限15万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して2年間	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 令和2年4月1日	上限15万円/回	治療期間の初日が令和4年3月31日以前一県の助成期間・回数に準じる 治療器の初日が令和4年4月1日以降一助成について前向きに検討中	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療助成制度の助成を受けた方
		③ 平成22年4月1日	〈交通費〉実費の1/2で最高3,100円まで 〈宿泊費〉実費の1/2で最高2,500円まで	受診日から起算して2年以内に申請されたもの	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦がともに町内に住所を有する方
知夫村	村民福祉課 08514-8-2211	① 平成22年6月1日	上限3万円/年間	一般不妊治療開始日から起算して1年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が村内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		③ 平成19年4月1日	交通費助成 未上6,000円/回、島後2,000円/回 (上限回数年間3回、夫の交通費も助成)	一般不妊治療開始日から起算して1年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦が村内に住所を有する方
隠岐の島町	保健福祉課 08512-2-8577	① 平成24年4月1日	上限9万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上の婚姻関係であって、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・夫または妻が医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者である方 ・産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関において一般不妊治療を受けた者である
		② 平成31年2月4日	上限15万円/回	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療助成制度の助成を受けた方